

瀬戸市産業廃棄物対策委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 1 号

瀬戸市産業廃棄物対策委員会規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物対策委員会規則（平成 1 4 年瀬戸市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会規則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>（平成 1 4 年瀬戸市条例第 1 2 号）第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>瀬戸市産業廃棄物対策委員会規則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>（平成 1 4 年瀬戸市条例第 1 2 号）第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。